

# 静岡県木材業者登録規約

静岡県木材協同組合連合会

## (目 的)

第 1 条 この規約は、木材業者の登録を行うために必要な事項を定め、木材業者の能力および動態を明確にし、木材の公正かつ円滑取引の促進をとおして消費者の満足に応え、もって木材業者の社会的地位の向上と静岡県木材協同組合連合会（以下「本会」という。）事業の発展をはかることを目的とする。

## (定 義)

第 2 条 この規約において木材とは、素材（薪炭用材およびキノコの生産原木を除く。）および製材品ならびに集成材、単板、合板、銘木等の特殊用材をいう。

2 この規約において木材業者とは、木材の生産販売を業とする者をいい、細部については別に定める規程による。

## (登 録)

第 3 条 この規約の定めるところにより、登録を受けることができる者は、第 2 条第 2 項に規定する者とする。

2 前項の登録の有効期間は 3 年とし、有効期間が満了後引き続き業を営むときは、更新の手続きを受けるものとする。

ただし、有効期間満了前の者にあつては、登録日に関わらず直近の定期更新期に更新するものとする。

## (登録の申請)

第 4 条 登録（更新の登録を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した登録申請書を本会の会員組合（以下「地区木材組合」という。）を介して本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(1) 氏名および住所（法人にあつては、その名称、主たる事業所の所在地、および代表者氏名、電話、ファックス）

(2) 業態の内容

(3) 設備の概要

(4) その他会長が必要と認める事項

## (登録の実施)

第 5 条 会長は、第 4 条の規定による登録の申請があつたときは、当該申請者が木材業者として登録することが適当と思われる場合は、木材業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するものとする。

2 会長は、前項の登録をしたときは、木材業者登録証を本人に交付するものとする。

3 登録証を紛失、またはき損したときは、再交付を受けることができる。

**(登録料と手数料ならびに木材 PR 推進費)**

第 6 条 登録を受けようとする者ならびに登録証の再交付を受けようとする者は、次に掲げる登録料および手数料を納付しなければならない。

また、本会の会員（地区木材組合とその組合員）以外で登録を受けようとするものは、あわせて木材 PR 推進費を納付しなければならない。

- |                        |        |          |
|------------------------|--------|----------|
| (1) 木材業者登録料            | 1 件につき | 5,000 円  |
| (2) 登録証の再交付手数料         | 1 件につき | 2,000 円  |
| (3) 木材 PR 推進費(本会の会員以外) | 1 件につき | 30,000 円 |

2 既に納付された登録料ならびに手数料、木材 PR 推進費は返還しない。

**(登録の変更)**

第 7 条 木材業者は、次の各号の 1 に該当するに至ったときは、その旨を記載した届出書に所要事項を記入のうえ、会長に提出しなければならない。

- (1) 第 4 条第 1 号、第 2 号に掲げる事項に変更が生じたとき。(変更届)
- (2) 事業を廃止したとき。(廃業届)

2 会長は、前項第 1 号にかかる届け出があったときは、登録簿および登録証の記載事項の変更等必要な措置を行うものとする。

**(登録の取消し)**

第 8 条 会長は、木材業者が次の各号の 1 に該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第 4 条の規定による登録申請書に虚偽の記載をして登録を受けた者。
- (2) 第 7 条第 1 項の届け出をしなかった者。
- (3) その他不正な方法により、登録をうけた者。

2 会長は、次の各号に掲げる場合は、木材業者の登録を抹消するものとする。

- (1) 第 7 条第 1 項第 2 号の規定による事業廃止届の提出があったとき。
- (2) 第 8 条第 1 項の規定により、登録の取消しをしたとき。
- (3) 登録期間満了の後、更新登録の申請がなかったとき。

**(その他)**

第 9 条 この規約の実施にかかる細部については、別に定める規程による。

**(付 則)**

この規約は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 15 年 1 月 24 日より一部改正する。(第 3 条・登録)